資料１

負担限度額認定申請上の注意事項

１　提出していただく書類申請書

ア　負担限度額認定申請書

「申請書」の記入もれがないかをご確認ください。
※申告内容に疑義がないかをチェックするのは保険者（矢板市）です。

「配偶者に関する事項」
配偶者の課税状況について、矢板市が所得照会を行う場合がありますので、すべて記入されているかをご確認ください。

「預貯金等に関する申告」
本人及び配偶者の預貯金等の資産の額は、自己申告が基本となります。

イ　預貯金等の資産の額が確認できる書類

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額に間違いがないかを保険者（矢板市）が提出書類をもって確認します。

◎預貯金等の資産の額が確認できる書類とは・・・

申請日時点での①「銀行名・支店・口座番号・名義」、②「最終の残高」が確認できる部分、③定期預金の記載の部分の写しが必要です。
※下記参照

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期） ※通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとＡＴＭで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可能です。	通帳の写し（資料２参照） ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高の記載ページ ※申請前に記帳し、申請日から直近２ヶ月分の明細がわかるページ ③定期預金の記載ページ（総合口座等の場合） ※定期預金がない場合でも必要です。
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属のみ	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	証券会社、銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（いわゆるタンス預金）	申請書にその額を記入する。 （自己申告）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書などの写し

ウ　同意書（申請書の裏面）

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（矢板市）が金融機関に照会することへの同意書の提出が法律で定められています。
（介護保険法施行規則第８３条の６第２項）

「同意書」の記入もれがないかをご確認ください。
金融機関への照会方法の関係上、同意書が申請書の裏面となっており、記入もれが想定されます。
同意書の記入がない場合は、申請書を受け付けできません。その場合、本市から返送し、記入・押印のうえ、再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合がありますので、十分確認してください。

２ 申請にあたり、ご注意いただきたいケース

ア　配偶者がいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の書類の提出も必要となります。

イ　夫婦ともに軽減を受けようとする方

それぞれの申請書に夫婦２人分の書類を添付してください。

ウ　預貯金の額が基準額※表１を超える方で、負債（借入金・住宅ローンなど）がある方

預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、基準額以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記入のうえ、負債金額がわかる書類（借用証書などの写し）を提出してください。

表１

利用者負担段階		預貯金基準額	
		単身	夫婦
第１段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老年福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	1,000 万円	2,000 万円
第２段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82.65 万円以下の人	650 万円 （1,000 万円）※	1,650 万円 （2,000 万円）※
第３段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の人	550 万円 （1,000 万円）※	1,550 万円 （2,000 万円）※
第３段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の人	500 万円 （1,000 万円）※	1,500 万円 （2,000 万円）※

※第２号被保険者（40 歳以上 64 歳以下）の場合、第２段階～第３段階②の方は()内の基準額以下です。

エ　生活保護受給者、境界層措置者の方

それぞれ独自の要件により、資産も含めて負担限度額認定が行われますので、添付書類は不要です。申請書のみ提出してください。

オ　申請時に軽減要件を満たしていない方

申請書の提出は必要ありません。ただし今後要件を満たした時点で申請できます。
要件を満たさない例）預貯金額等の額が基準額以上ある。
同一世帯でない配偶者が市民税課税者である。

カ　本人以外の方が申請する場合

申請書の最下部にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。

キ　成年後見人等が申請する場合

申請書の最上部にある「被保険者氏名」欄の余白に「成年後見人○○○○」と記名・押印のうえ、本人の代理人である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。本人の押印は必要ありません。